

予 算 要 求 資 料

令和4年度当初予算 支出科目 款：総務費 項：企画開発費 目：交通対策費

事業名 バス運行対策費補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

都市建築部 公共交通課 地域交通係 電話番号：058-272-1111(内 2732)

E-mail：c11134@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 522,531千円(前年度予算額：502,147千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	502,147	0	0	0	0	0	0	0	502,147
要求額	522,531	0	0	0	0	0	0	0	522,531
決定額	522,531	0	0	0	0	0	0	0	522,531

2 要求内容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

少子高齢化の影響等により、バス利用者は減少しており、バス事業者の経営は大変厳しい状況にあり、採算のとれない赤字路線は撤退が危惧される。

(2) 事業内容

ア 広域バス路線支援事業費補助金

(ア) 地域間幹線系統

国庫補助制度の補助対象要件を満たすバス路線(地域間幹線系統)に対し、経常費用と経常収益の差額分を国と県が乗合バス事業者に補助する。

また、地域公共交通利便増進実施計画に位置付けられたバス路線について、特例措置として補助金額を増額する。

(イ) その他の広域バス路線

国庫補助制度の補助対象要件を満たさない広域バス路線のうち一定の要件を満たすもの(準地域間幹線系統及び連絡系統)に対し、経常費用と経常収益の差額分を乗合バス事業者に補助する。

イ 車両減価償却費等補助金

アの(ア)の補助対象となるバス路線の運行に使用する車両に対し、取得に

係る減価償却費及び金融費用を国と県が乗合バス事業者に補助する。

また、アの(ア)の補助対象となるバス路線のうち、地域公共交通利便増進実施計画に位置付けられたバス路線の運行に使用する車両に対する特例措置として、車両購入費の一括補助及び乗車定員7人以上10人以下の車両への補助を行う。

(3) 県負担・補助率の考え方

ア 広域バス路線支援事業費補助金

補助率：地域間幹線系統 7 / 20、準地域間幹線系統 7 / 20
連絡系統 1 / 3

イ 車両減価償却費等補助金

補助対象経費限度額：12,000千円～15,000千円、補助率：1 / 2
(特例措置を受ける場合：5,000千円～15,000千円)

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	522,531	広域バスの運行に係る欠損額及び車両の減価償却費等に対する補助
合計	522,531	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

・「清流の国ぎふ」創生総合戦略

③地域公共交通体系など生活サービスの再編・効率化

(地域公共交通の維持と再編)

- ・ 地方鉄道の維持確保のため、安全運行に必要な設備投資等を支援するとともに、バス交通の維持確保のため、広域幹線バス路線や市町村自主運行バスの運行を支援する。

県単独補助金事業評価調書

新規要求事業

継続要求事業

(事業内容)

補助事業名	岐阜県バス運行対策費補助金
補助事業者（団体）	乗合バス事業者 （理由）補助対象系統の運行事業者であるため。
補助事業の概要	（目的）広域的な公共交通を担う事業者を支援 （内容）地域間を結ぶ幹線路線、国庫補助対象とならない生活交通路線、車両の減価償却費等に対する補助
補助率・補助単価等	定額・定率・その他（例：人件費相当額） （内容）7 / 20等 （理由）欠損額の一部相当額
補助効果	乗合バス事業者のバス路線網の縮小を防ぎ、地元の財政負担の増加を予防
終期の設定	終期4年度 （理由）事業開始から3年以上経過

(事業目標)

・終期までに何をどのような状態にしたいのか

モータリゼーションの進展等によりバス事業者単独で路線を維持することが困難となっているバス路線のうち、広域路線の運行に係る欠損額及び車両更新費の支援を図ることにより、地域住民の生活の移動手段を確保する。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	R2年度	R3年度	R4年度	終期目標	達成率
	(R)	実績	目標	目標	(R)	
①	路線バスは、利用状況により運行経路や運行本数を適宜見直すことがあるため、一概に指標を設定することは適当でない。					%
②						%

	H30年度	R元年度	R2年度
補助金交付実績	396,204千円	416,776千円	469,348千円

(これまでの取組内容と成果)

令和2年度	補助実績
	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象事業者数 7事業者 ・補助対象系統数 地域間幹線系統 41系統 その他の広域バス路線 32系統 ・補助対象車両数 48車両
	指標① 目標：___ 実績：___ 達成率：___%

令和3年度	令和5年度当初予算にて追加
	指標① 目標：___ 実績：___ 達成率：___%
令和4年度	令和6年度当初予算にて追加
	指標① 目標：___ 実績：___ 達成率：___%

(事業の評価)

<p>・事業の必要性（社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断） 3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない</p>	
(評価)	乗合バス事業者は、新型コロナウイルス感染症の影響により苦しい経営状況に置かれており、事業の必要性は増加している。
3	
<p>・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） 3：期待以上の成果あり（単年度目標100%達成かつ他に特筆できる要素あり） 2：期待どおりの成果あり（単年度目標100%達成） 1：期待どおりの成果が得られていない（単年度目標50～100%） 0：ほとんど成果が得られていない（単年度目標50%未満）</p>	
(評価)	広域路線の維持確保及びバリアフリー対応の車両へ更新することができており、事業効果が現れている。
2	
<p>・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） 2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている</p>	
(評価)	岐阜県地域公共交通協議会において、行政・交通事業者等の関係者により、維持すべき広域路線について協議されている。

(今後の課題)

<p>・事業が直面する課題や改善が必要な事項</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大に伴う外出の自粛要請、学校の休校、リモート授業、在宅勤務により、乗合バスの利用者数は令和元年度の20～30%減が続いており、乗合バス事業者は苦しい経営状況が続いている。</p> <p>地域間幹線システムに対する国庫補助金について、地域旅客サービス継続実施計画（※）に位置付けられた場合の特例措置が新設された。今後、県内で当該計画の策定が検討される場合には、特例措置について検討する。</p> <p>（※）路線バスの維持が困難となった場合に、地方公共団体が公募により新たなサービス提供事業者等を選定し、連携して策定する計画</p>
--

(次年度の方向性)

<p>・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか</p> <p>利用者が減少し、乗合バス事業における事業者の経常損益はマイナスであり、事業者の他事業の収益と公的補助により路線を維持している状況であるため、引き続き事業を継続していく。</p> <p>令和2年度、3年度において、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた乗合バス事業者の資金繰りを支援するために、特例として概算払を行った。新型コロナウイルス感染症の影響は今後も続くことが予想されるため、必要に応じて、概算払が行えるよう要綱を改正する。</p>
--

